

別表七の二付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第81条の5の2第2項《連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入》に規定する益金の額に算入される金額のうち各連結親法人に帰せられる金額を計算する場合、連結親法人が法第81条の29《所得税額等の還付》の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限りま
- す。）又は連結親法人が法第81条の31第5項《連結欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、法第81条の20第4項《仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等》及び第81条の31第5項に規定する災害による損失の額を記載し、その明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「仮決算による連結中間申告の中間連結欠損金個別帰属額¹⁰」は、連結親法人が令第155条の12の2第2項《災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算》の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該連結親法人の同条第1項に規定する中間連結欠損金個別帰属額とみなされる金額を含めて記載します。